

三 大蔵官房長官殿



特調2発第159號(TSD)

昭和24年8月15日

大蔵官房長官殿

特別調達廳長官

使用解除財産處理法案に関する件

標記の件については、さきに貴省理財局長より同法案施行政令及び委任事務につき通報があつたが事實上の事務處理は殆んど特別調達廳において實施することとなつてゐるから同法案中「大蔵大臣」とあるのは可及的「特別調達廳長官」に訂正することが事務簡捷の見地から適當であると考えられるからよろしく御配慮願ひたい、

裏面白紙